

令和元年度（2019年度） 財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象団体および所管部局

対象団体 恵山地区町会連合会

所管部局 恵山支所

2 監査の対象

公の施設の指定管理者監査

平成30年度（2018年度）における函館市地域会館（恵山地区7会館）の管理に係る出納その他の事務

3 監査の期間

令和2年（2020年）1月20日から令和2年5月25日まで

4 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、上記事務が法令等の定めるところにより適正に執行されているか、財政的援助の目的に沿って執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、現地調査を実施するなど、都市監査基準に基づき行った。

なお、監査の主な着眼点は次のとおり。

(1) 所管部局関係

ア 指定管理者の指定は適正かつ公正に行われているか。

イ 指定管理者の管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。

ウ 指定管理者の管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正か。

エ 事業報告書の点検は適切になされているか。

オ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、または指示を行っているか。

(2) 指定管理者関係

- ア 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- イ 施設の管理に係る会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ウ 施設の管理に係る出納関係帳簿の整備，記帳は適正か。また，領収書等証拠書類の整備，保存は適切か。
- エ 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。

5 監査の結果

監査の対象とした事務は，監査した限りにおいて，いずれも適正に執行されていた。